

高額療養費の 請求はお済みですか？

〈問合せ〉

市民生活課国保・年金係

☎75-4973

医療機関、薬局で支払った1カ月の医療費の合計額が一定額（自己負担限度額）を超えている場合は、高額療養費として請求ができます。

自己負担限度額については、年齢等により取扱いが異なります。また、加入されている保険者で請求方法等が違いますので、各保険者にご確認ください。

※治療を受けた日の翌月の1日から2年を経過しますと、時効となり払い戻しができませんのでご注意ください。

※確定申告で医療費控除を申請される方は、申告前の確認をお勧めします。

70歳未満の方の区分

区分	1ヶ月の自己負担限度額	(※1) 多数該当 (4回目以降)
上位所得【ア】	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
上位所得【イ】	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
一般【ウ】	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
一般【エ】	57,600円	44,400円
低所得【オ】	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満の方の区分

区分	1ヶ月の自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得	III	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% (※1) 多数該当 (4回目以降) : 140,100円
	II	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% (※1) 多数該当 (4回目以降) : 93,000円
	I	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% (※1) 多数該当 (4回目以降) : 44,400円
一般	18,000円	57,600円 (※1) 多数該当 (4回目以降) : 44,400円
低所得	II	24,600円
	I	15,000円

(※1) 多数該当(4回目以降)とは・・・該当月の直近12ヶ月以内で自己負担限度額を超えた月が4ヶ月以上あった場合に変更されます。差額が発生した場合は、申請により払い戻しされます。(申請には領収書が必要です。)

医療の適正化にご協力ください ～保険証は正しく使いましょう～

社会保険等加入や転出などにより国民健康保険の資格を喪失する場合は、国民健康保険証は市役所窓口へご返却ください。また、その旨医療機関等にお申し出ください。

国民健康保険証を提示し医療機関等で診療等を受けた日が、社会保険等加入日以降の場合は、国民健康保険が給付した医療費を返還していただくことになります。

